

青森県報

号外第六十七号

令和三年
七月五日
(月曜日)

目次

規則

○青森県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(税務課) ……

規則

青森県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十七号

青森県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県税の特別措置に関する条例施行規則(平成十一年七月青森県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第六条、第九条若しくは第十二条又は」を「第五条若しくは第八条又は第十二条第一項及び第二項、」に、「第二項、」を「第二項若しくは」に改め、「若しくは第二十一条第一項及び第二項」を削り、同項の表事業税の項中「第十二条の三十三」を「第七十二条の三十一」に改める。

第三条中「第七条第二項、第十三条第二項、第十五条第三項又は第十八条第三項」を「第九条第二項、第十二条第三項又は第十五条第三項」に、「第二条第一号」を

「第二条」に、「第六条」を「第八条第一号」に、「第十二条の対象施設等、条例第十五条第二項第一号」を「第十二条第二項第一号」に、「第十八条第二項第一号」を「第十五条第二項第一号」に改める。

第四条第一項中「第五条第一項(条例第八条)」を「第四条第一項(条例第七条)」に、「第十四条及び第十七条(条例第二十条及び第二十三条)」を「及び第十四条(条例第十七条及び第二十条)」に改める。

第五条中「第五条第二項(条例第八条)」を「第四条第二項(条例第七条)」に、「第十四条及び第十七条(条例第二十条及び第二十三条)」を「及び第十四条(条例第十七条及び第二十条)」に改める。

第六条第一項及び第二項を次のように改める。

条例第四条第三項(条例第七条)において準用する場合を含む。並びに条例第七條及び第二十条において準用する条例第十四条において準用する条例第四条第三項の申請は、還付申請書(第五号様式)を、条例第三條第一項第二号、第六條第一号、第十五條第二項第二号及び第十八條第二項第一号の適用家屋の取得に係る県税条例第八十六條の規定による申告書を提出する際併せて局長に提出して行わなければならない。

2 条例第十一条及び第十四条において準用する条例第四条第三項の申請は、条例第八条第一号の特別償却設備又は条例第十二條第二項第一号の特別償却設備を事業用に供した日の属する年又は事業年度に係る事業税の申告書の提出期限までに、還付申請書を局長に提出して行わなければならない。

第一号様式、第四号様式及び第五号様式中「第12条第1項若しくは第3項若しくは第45条第1項若しくは第2項又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2第1項、第10条の5第1項、第17条の2第1項、第17条の5第1項、第18条の4第1項、第25条の2第1項、第25条の5第1項若しくは第26条の4第1項」を「第12条第3項又は第45条第2項」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 青森県税の特別措置に関する条例(平成十一年七月青森県条例第三十五号。以下「条例」という。)第八条の規定により事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除を受けようとする者は、同条第一号に規定する公示日以後同号に規定する特別償却設備が所在する市町村の条例第一条第三号に規定する市町村計画が公表された日から三十日を経過する日の前日までの間に改正後の青森県税の特別措置に

関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第二条第一項の表に掲げる申告書（以下「申告書」という。）の提出期限が到来する場合には、改正後の規則第二条第一項の規定にかかわらず、課税免除申請書を、当該市町村計画が公表された日から三十日以内に地域県民局長に提出しなければならない。

3 条例第八条の規定の適用がある者について、同条第一号に規定する公示日以後同号に規定する特別償却設備が所在する市町村の条例第一条第三号に規定する市町村計画が公表された日から三十日を経過する日の前日までの間に申告書の提出期限が到来する場合における改正後の規則第三条、第四条第一項及び第六条第二項の規定の適用については、改正後の規則第三条中「条例第二条の特別償却設備、条例第八条第一号の特別償却設備、条例第十二条第二項第一号の特別償却設備又は条例第十五条第二項第一号の特定設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度に係る事業税の申告書の提出期限までに」とあり、改正後の規則第四条第一項中「県税条例第八十六条の規定により当該土地の取得に係る申告書を提出する際併せて」とあり、及び改正後の規則第六条第二項中「条例第八条第一号の特別償却設備又は条例第十二条第二項第一号の特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度に係る事業税の申告書の提出期限までに」とあるのは、それぞれ「当該市町村計画が公表された日から三十日以内」とする。

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円